

揭示期間 3.18-3.27

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第11号

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例施行規則（平成18年新潟市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り，第4条を第3条とし，第5条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は，平成28年4月1日から施行する。